

裁判長認印

和 解 調 書

事 件 の 表 示 平成30年(ワ)第1323号  
期 日 令和元年12月17日午前10時00分  
場 所 神戸地方裁判所第2民事部和解室  
裁 判 長 裁 判 官 小 池 明 善  
裁 判 官 三 浦 康 子  
裁 判 官 池 見 祥 加  
裁 判 所 書 記 官 谷 口 洋 三  
出頭した当事者等 原告代表者 鈴木尉久  
原告代理人 北村拓也  
同 勝又陽香  
被告代理人 長谷部信一

手 続 の 要 領 等

当事者間に別紙のとおり和解成立

裁判所書記官 谷 口 洋 三

第1 当事者の表示

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号 兵庫県母子会館2階C

原	告	特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
同	代表者理事	鈴木 尉 久
同	訴訟代理人弁護士	北 村 拓 也
同		重 村 禎 昭
同		勝 又 陽 香
同		友 久 康 弘

神戸市中央区中町通3丁目1番16号502

被	告	みなと水道設備こと大和設備こと和田怜
同	訴訟代理人弁護士	長谷部 信 一

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、訴状及び訴えの追加的変更申立書（平成31年4月1日付け）のとおりであるから、これらを引用する。

第3 和解条項

- 1 被告は、被告との間で訪問販売に係る上下水道に関する工事請負契約を締結し又は締結しようとする者に対し、当該契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該契約について、特定商取引に関する法律第26条第6項第1号に当たらないにもかかわらず、同法第9条の適用がない旨を告げない。
- 2 被告は、被告との間で訪問販売に係る上下水道に関する工事請負契約を締結した後、当該契約の申込みの撤回若しくは解除をし又はしようとする者に対し、その申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為をしない。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 訴訟費用は、各自の負担とする。

以 上



これは正本である。

令和元年12月25日

神戸地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 谷口 洋

